

「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)

(令 6. 8. 5 課法 2-21 他 2 課共同)

この法令解釈通達は、令和 6 年度の法人税関係法令等の改正に対応し、法人税基本通達等につき所要の整備を図ったものです。

(注) 令和 6 年度の法人税関係法令等の改正のうち各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に関する改正に係る事項以外の事項については、既に次の法令解釈通達を発遣しています。

- ・ [令和 6 年 6 月 21 日付課法 2-14 他 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」\(法令解釈通達\)](#)
- ・ 別紙 新旧対照表 [第 3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係第 1・第 2・第 4](#) (省略)